

青文字→計画作成時には削除する部分

○○○○（施設名）における 避難確保計画

要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る 避難確保計画作成の手引き (土砂災害編)

平成○○年○○月

○○○○（施設名）

この手引きは、土砂災害防止法（平成 12 年法律第 57 号）に基づき作成する、土砂災害時における避難確保計画について、記載例と留意事項等を示したもので

久留米市地域防災計画に定める、各要配慮者利用施設ではこれらを参考に、施設の種別や立地条件等の実態に即した計画を作成する必要があります。

本手引きは、新たに作成する避難確保計画を念頭に記載例等を示したものですが、非常災害対策計画、消防計画や地震等の災害に対処するための具体的な計画を定めている場合には、既存の計画に「土砂災害時等の避難確保計画」の項目を追加することも可能です。

避難確保計画の作成にあたっては、久留米市が作成する各種ハザードマップ等により、情報の伝達方法や避難場所・避難経路等を確認するとともに、不明な点については久留米市に確認してください。

「〇〇〇〇（施設名）」における洪水時等の避難確保計画

一目次一

1. 計画の目的
2. 計画の適用範囲
3. 防災体制
4. 情報収集及び伝達
5. 避難誘導
6. 避難の確保を図るための施設の整備
7. 防災教育及び訓練の実施

《解説及び留意事項》

- **各施設の状況に応じて、記載してください。**
- **該当しない項目は削除してください。**
- **施設の状況に応じて内容を適宜追加してください。**
- 同一建物内や敷地内に複数の施設がある場合、一体的な避難確保計画を作成することも可能です。施設毎に計画を作成するかどうかは、施設の状況に応じて判断してください。
- 施設が土砂災害警戒区域に含まれるかは、久留米市地域防災計画資料編で確認することができます。
- 計画の前提となる土砂災害警戒区域等については、久留米市が作成する各種ハザードマップを参照してください。
- ハザードマップは久留米市ホームページで公開している他に、ペーパーでも配布しています。また、福岡県ホームページでより詳細を確認できます。

① 久留米市ホームページ

<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/index.html>

- ・久留米市土砂災害ハザードマップ
- ・筑後川避難判断マップ（浸水ハザードマップ）
- ・久留米市道路冠水注意マップ（内水はん濫）

② 福岡県ホームページ

<http://www.sabo.pref.fukuoka.lg.jp/index.html>

- 土砂災害防止法は、平成29年6月の改正により、市町村地域防災計画で位置付けられた場合、それまで努力義務としていた避難確保計画の作成や訓練の実施が義務づけられました。
- なお、避難確保計画に記載すべき事項は土砂災害防止法施行規則に定められています。

《土砂災害防止法施行規則》

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項）

第五条の二

法第八条の二第一項の急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設（法第八条第一項第四号に規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項
- 二 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用する者の避難の誘導に関する事項
- 三 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難

の確保を図るための施設の整備に関する事項

- 四 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

1. 計画の目的

《記載例》

- この計画は、土砂災害防止法第8条の2に基づくものであり、「〇〇〇〇（施設名）」近隣で土砂災害の発生または発生の恐れがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

《解説及び留意事項》

- 要配慮者は、一般の住民より避難に多くの時間を要し、土砂災害により深刻な被害が発生するおそれがあります。要配慮者の確実な避難の確保を図るため、平成29年6月の土砂災害防止法改正では、市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）の所有者又は管理者に対して、土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、訓練の実施が義務づけられました。

2. 計画の適用範囲

《記載例》

- この計画は、「〇〇〇〇（施設名）」に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

《解説及び留意事項》

- 施設の利用者や従業員等を把握し、施設の規模や利用者数等に応じた計画を作成する必要があります。
- 利用者数が曜日や時間帯によって変動する場合には、留意が必要です。また、従業員数が少なくなる夜間や休日の対応についても検討しておく必要があります。

3. 防災体制

《記載例》

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	・大雨注意報（土砂災害）が発表された場合	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	・大雨警報（土砂災害）が発表された場合	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
非常体制	・避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合	要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
		施設内全体の避難誘導	避難誘導要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合		
	・土砂災害警戒情報が発表された場合		
	・避難勧告又は避難指示（緊急）の発令		

※ 上記のほか、施設の管理権限者の指揮命令に従うものとする。

《解説及び留意事項》

- 体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準及び活動を実施する要員を検討・記載します。

○ 活動内容

- ▶ 気象情報等の収集から避難誘導までの土砂災害時における主な活動内容及びその順序について検討します。
- ▶ その際、児童等の引き渡し等の比較的長時間をする活動については、十分な時間を確保できる場合を除き、避難後に避難場所で実施することが望ましい。

○ 体制の区分

- ▶ 体制は、活動内容、施設の従業員数、通常業務への影響等を踏まえ、施設の実情に応じて設定します。
- ▶ ただし、気象情報等の収集を開始する体制及び避難誘導を開始する体制については、必ず設定する必要があります。

○ 体制確立の基準

- ▶ 避難勧告等が間に合わない場合等も想定して、体制の確立の基準となる情報を複数設定し、そのうちのいずれかに該当した場合に、体制を確立することとします。

○ 対応要員

- ▶ 各活動を実施する要員を検討します。
- ▶ 休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設は、休日・夜間の従業員数や勤務状況を踏まえて、各活動を実施する要員を検討する必要があります。

4. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

《記載例》

- 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ ・ラジオ ・気象庁等のウェブサイト
土砂災害警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> ・久留米市防災メール ・防災メールまもるくん ・緊急速報メール
避難情報（避難勧告等）	<ul style="list-style-type: none"> ・久留米市防災メール ・防災メールまもるくん ・防災行政無線 ・テレビ ・(防災) ラジオ ・久留米市ホームページ ・緊急速報メール

- 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

《解説及び留意事項》

- 土砂災害警戒情報については、「久留米市防災メール」や「防災メールまもるくん（福岡県）」からメール配信を行っているため、計画の作成に併せあらかじめ登録しておくこと。
防災メールまもるくん <https://www.bousai.pref.fukuoka.jp/mamorukun/>
- 市からの避難情報は、「久留米市防災メール」や「防災メールまもるくん（福岡県）」で伝達されるため、あらかじめ登録をしておくこと。
- 大規模災害時には、停電することが十分に想定されることから、停電時においても情報を収集できるよう検討しておく必要があります。

- 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。

《解説及び留意事項》

- 避難に備えて、周辺の水路が溢れていないか、道路が通行できるか等、あらかじめ確認しておくことが望ましい。
- また、浸水が始まっていないか、土砂災害の前兆が無いか等についても注意

します。

- ただし、台風が通過している最中や雨が強く降っている時には、外の様子を確認するために外出することは危険であるため、施設内から確認するなど、安全に配慮する必要があります。

(2) 情報伝達

《記載例》

- 別紙〇「体制ごとの施設内緊急連絡網（平日用・休日用）」に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- **児童**を避難させる可能性がある場合には、別紙△「**保護者緊急連絡網**」に基づき、保護者に対し、「●●●●（避難場所）へ避難する」旨を連絡する。
- **児童**を避難させる場合には、久留米市防災対策課（0942-30-9074）に「これより●●●●（避難場所）に避難する」旨を連絡する。
- **児童**を避難させる場合には、別紙△「**保護者緊急連絡網**」に基づき、**保護者**に対し、「●●●●（避難場所）へ避難する。**児童**引き渡しは●●●●（避難場所）において行う。**児童**引き渡し開始については、追って別途連絡する。」旨を連絡する。
- 避難の完了後、久留米市防災対策課（0942-30-9074）に避難が完了した旨を連絡する。
- 避難の完了後、別紙△「**保護者緊急連絡網**」に基づき、**保護者**に対し、「避難が完了。これより●●●●（避難場所）において**児童**引き渡しを行う」旨を連絡する。

《解説及び留意事項》

- 緊急時における連絡体制（連絡網及び連絡方法）については、夜間や休日の従業員の勤務状況を踏まえ、あらかじめ定めておく必要があります。その際、一般には、体制ごとに情報を共有しておくべき者は異なる（体制が進むごとに共有すべき者は増える）ため、体制ごとに連絡体制を定めておくことが望ましい。
- 利用者家族への連絡は、連絡する内容、連絡がとれない場合の対応等について事前に調整しておき、避難や引き渡しに混乱を来さないようにすることが重要です。なお、利用者家族の避難状況によっては連絡がとりづらい場合があるため、「災害用伝言ダイヤル」の利用等の連絡方法についても検討しておくと良い。
- **記載例なので、施設の実情に応じて記載してください。**

5. 避難誘導

《記載例》

避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難場所

■ 避難場所は〇〇町〇丁目「〇〇〇〇」(施設名)とする。また、悪天候中の避難や、夜間の避難は危険も伴うことから、施設が土砂災害特別警戒区域に含まれておらず、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保をはかるものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

《解説及び留意事項》

- 避難場所については、距離や避難ルートの安全性を考慮し、指定避難所以外の施設も含めて検討し、記載するものとします。
- 移動が困難な要配慮者は、移動に伴うリスクが高いことから、指定緊急避難場所への適切な移動手段が確保できない場合や事態が急変した場合に備え、「近隣の安全な場所」(※1)への避難や「屋内安全確保」(※2)がとれるよう、緊急度合いに応じて対応できる複数の避難先を平時から確保することが望ましい。
- ただし、屋内安全確保の場合には、孤立によって、水や食料の補給や体調を崩した場合の処置等に困難を伴うため、必要な物資の備蓄や、最低限必要な照明等の準備を整えておくなど、留意が必要です。
- 避難場所は原則として、浸水が想定されない場所に設定しなければならない。
 (※1) 近隣の安全な場所：指定避難所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等
 (※2) 屋内安全確保：その時点に居る建物内においてより安全な部屋等への移動（上層階への垂直避難など）

(2) 避難基準

《記載例》

■ 久留米市から避難準備・高齢者等避難開始の発令があった場合に、避難等を開始する。ただし、次に示すような土砂災害の前兆現象を確認したときには、久留米市からの情報を待つことなく避難を開始する。

- | | |
|-----------------|----------------|
| ・がけの表面から水が流れ出す。 | ・がけから水が噴き出す。 |
| ・小石がぱらぱらと落ちる。 | ・がけからの水が濁りだす。 |
| ・がけの樹木が傾く。 | ・樹木の根の切れる音がする。 |
| ・樹木の倒れる音がする。 | ・がけに割れ目が見える。 |
| ・斜面が膨らみ出す。 | ・地鳴りがする。 |

(3) 避難経路

《記載例》

- 避難場所までの避難経路については、別紙〇「避難経路図」のとおりとする。

《解説及び留意事項》

- 洪水ハザードマップ等には、避難経路となる道路の他、過去に浸水した地域や土砂災害の危険箇所等も記載されているので、それらを参考に安全な避難経路を設定します。
- 上層階等への屋内安全確保の場合は、館内の避難経路について検討を行い、使用する階段等を設定します。なお、エレベーターは停電や浸水によって停止することに留意します。

(4) 避難誘導方法

《記載例》

- 施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所（〇〇町〇丁目「〇〇〇〇」（施設名））までの順路、道路状況について説明する。
- 避難手段（車両、徒步等）については、安全で確実な移動手段であるかを慎重に判断する。
- 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- 避難誘導員は、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。
- 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- 浸水するおそれのある階または施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

《解説及び留意事項》

- 避難誘導方法については、時間帯毎（昼夜、休日）に避難する人数、従業員数等を考慮して、誘導員の配置や使用する資器材等を具体的に定めておく必要があります。
- 車での避難は、浸水箇所で動けなくなる危険や川沿いの道路から川に転落する危険等を伴うため、安全で確実な移動手段であるかを慎重に判断する必要があります。
- また、夜間の屋外への避難にあたっては、目の不自由な利用者に対しても、安全かつ迅速に誘導できるよう、避難誘導員は避難者が一見して誘導員と識別できるよう明るい色の衣服を着用したり、側溝やがれき等の危険箇所に近づかないよう蛍光塗料を使ってルート誘導を行ったり、安全に配慮した工夫することが望ましい。

6. 避難の確保を図るための施設の整備

《記載例》

- 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
- これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

活動の区分	備蓄品
情報収集・伝達	□テレビ、□ラジオ、□タブレット、□ファックス、 □携帯電話、□懐中電灯、□電池、□携帯電話用バッテリー
避難誘導	□名簿（従業員、利用者等）、□案内旗、□タブレット、□携帯電話、 □懐中電灯、□携帯用拡声器、□電池式照明器具、□電池、 □携帯電話バッテリー、□ライフジャケット、□蛍光塗料
施設内の一時避難	□水（1人あたり〇㍑）、□食料（1人あたり〇食分） □寝具、□防寒具
高齢者	□おむつ・おしりふき
障害者	□常備薬
乳幼児	□おむつ・おしりふき、□おやつ、□おんぶひも
その他	□ウェットティッシュ、□ゴミ袋、□タオル □（ ）

《解説及び留意事項》

- ここでは、情報収集・伝達及び避難誘導に使用する施設又は資器材について記載するものとし、記載した資器材は計画の作成と併せて整備・備蓄しておくものとします。
- 夜間も利用者が施設内に滞在する施設においては、停電時における避難誘導の際に使用する懐中電灯や予備電源等の施設又は資器材について検討し記載するものとします。

7. 防災教育及び訓練の実施

《記載例》

- 毎年〇月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- 每年〇月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

《解説及び留意事項》

- 避難を円滑かつ迅速に確保するためには、避難確保計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計画を見直すことが必要不可欠です。
- 訓練や研修は年1回以上、定期的に行うことが望ましい。
- 研修や訓練には、洪水ハザードマップ等の他、久留米市等が実施する出前講座等が活用できます。
- 地震等を想定した情報伝達訓練や避難訓練を実施している施設においては、当該訓練の実施をもって、本計画に基づく情報伝達及び避難誘導に関する訓練に代えることができるものとします。(ただし、災害の種類によって避難場所や避難経路が異なる場合があることの従業員等への周知や、洪水時等の避難に関する研修を別途実施すること。)

《用語の解説》

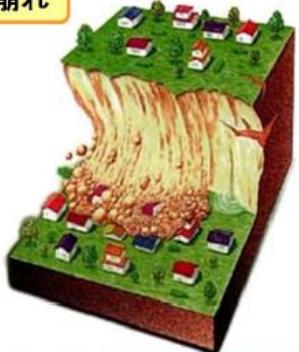
- 気象庁が発表する警報・注意報については、以下のウェブサイトで各地の発表基準が確認できます。
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index.html>
- 市が発表する避難行動とるべき行動は次のとおりです。

警報・注意報 の種類	発表基準
避難準備・ 高齢者等 避難開始	(避難行動に時間を要する要配慮者) 支援者とともに避難場所等の安全な場所への避難行動を開始する。 (その他の方) 家族等との連絡や非常持出品の用意などいつでも避難できるように準備する。
避難勧告	避難場所等の安全な場所への避難行動を開始する。
避難指示 (緊急)	直ちに避難行動を開始する。 そのいとまがない場合は、山の斜面の反対側、家の2階、近所の安全な場所へ避難するなど生命を守る最低限の行動をとる。

- 土砂災害の種類と特徴

土砂災害 の種類	特徴
がけ崩れ	雨などの影響によって、土の抵抗力が弱まり、急激に斜面が崩れ落ちる現象。ひとたび人家を襲うと逃げ遅れる人も多く死者の割合も高い。
土石流	山腹や渓流を構成する土砂石礫の一部が長雨や集中豪雨などによって水と一緒に下流へ押し流される現象。流れの速さは 20~40km/h という速度で一瞬のうちに人家や畠などを壊滅させてしまう。
地すべり	斜面の土塊が地下水などの影響により、すべり面に沿ってゆっくりと斜面下方へ移動する現象。一般的に広範囲に及び移動土塊量が大きいため甚大な被害を及ぼす可能性が高い。

がけ崩れ



土石流



地すべり

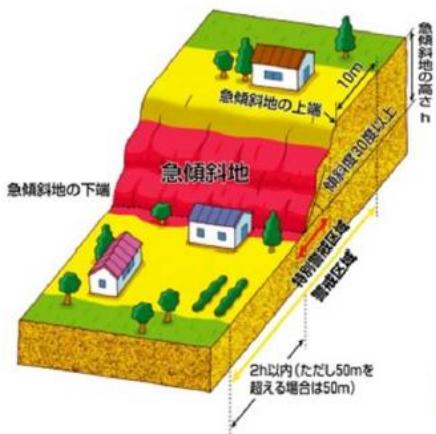


広島県提供

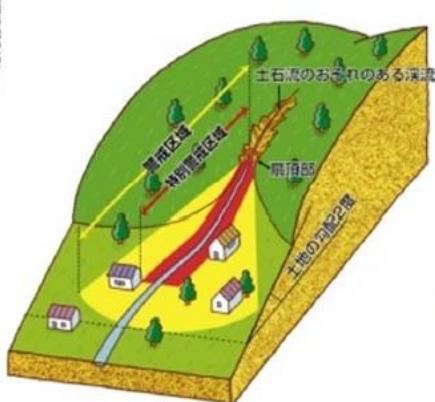


➤ 土砂災害のおそれがある場所

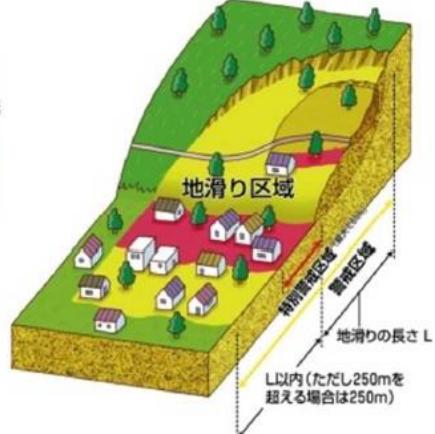
種類	特徴
土砂災害警戒区域 イエローゾーン	急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として指定された区域。
土砂災害警戒特別区域 レッドゾーン	土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として指定された区域。



(a)急傾斜地の崩壊



(b)土石流



(c)地すべり

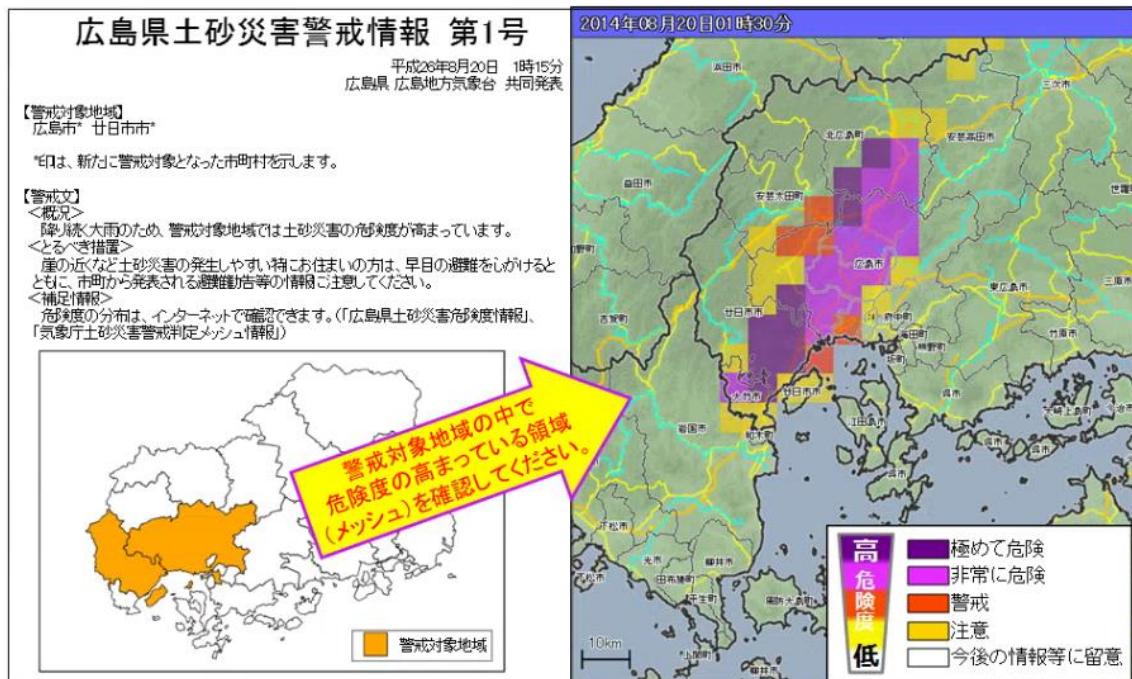
※土砂災害のおそれのある場所については、福岡県のホームページ等で確認できます。

➤ 土砂災害警戒判定メッシュ情報について（気象庁）

色が持つ意味	住民等の行動の例※
極めて危険 すでに 土砂災害警戒情報の 基準に到達	過去の重大な土砂災害発生時に匹敵する 極めて危険 な状況。命に危険が及ぶような土砂災害がすでに発生していてもおかしくない。 この状況になる前に 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所への 避難を完了しておく必要がある。
非常に危険 2時間先までに 土砂災害警戒情報の 基準に到達すると予想	命に危険が及ぶような土砂災害がいつ発生してもおかしくない 非常に危険 な状況。 速やかに 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所への 避難を開始する。
警戒 (警報級) 2時間先までに警報 基準に到達すると予想	土砂災害への 警戒 が必要。 避難の準備 をして早めの避難を心がける。 高齢者等は 速やかに土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所への 避難を開始する。
注意 (注意報級) 2時間先までに注意報 基準に到達すると予想	土砂災害への 注意 が必要。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意する。
今後の 情報等に留意	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。

・土砂災害警戒判定メッシュ情報は、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で5km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報です。常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、土砂災害警戒判定メッシュ情報により、どこで危険度が高まっているかを把握することができます。

(例)



➤ 福岡県と福岡管区気象台が共同で発表する土砂災害危険度情報について

※ 福岡県 土砂災害危険度情報

[最新](#) | [前時刻](#) |

TOP

[データ種別](#) | [危険度図](#) | [危険度到達表](#) | [警戒発表情報](#)

印刷

戻る

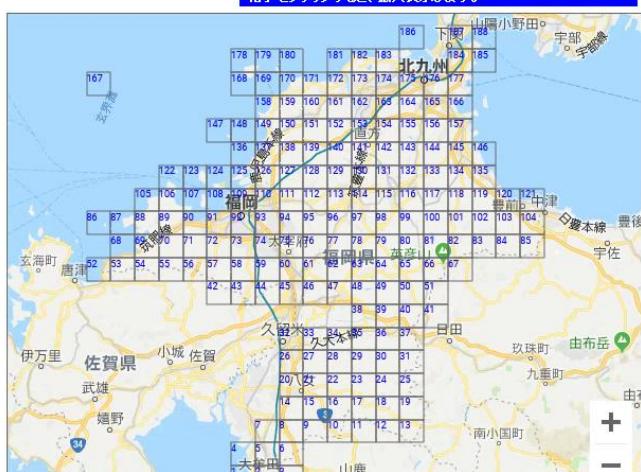
進む

表示画面選択: ● 1画面 ○ 4分割画面

土砂災害危険度図

2019年02月07日15時30分 現在

格子をクリックすると、拡大表示します。



住所検索

5kmメッシュにて表示しています。

画面情報

土砂災害警戒区域表示

表示時刻の変更

- 実況
- 1時間後
- 2時間後
- 合成(2時間後までの最大レベル)

メッシュ番号の表示

- 表示
- 非表示

土砂災害危険度情報凡例

レベル3(警戒II)

土砂災害発生の危険性が最も高い状態です。

十分に警戒して下さい。

レベル2(警戒I)

土砂災害発生の危険性が高まっています。

警戒して下さい。

レベル1(注意)

土砂災害発生の危険性があります。

注意して下さい。

- ・土砂災害危険度は、今までに降った雨や今後の雨の予想などから、土砂災害の危険度を現したもので、福岡県砂防課のホームページで確認することができます。

福岡県 土砂災害危険度情報ホームページ <http://sabo.fukuoka-dis.info/dosya/>

【別紙〇 施設周辺の避難経路図】

土砂災害のおそれがある場合の避難先は、ハザードマップの土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域から、以下の場所とする。

避難経路図

施設所在地	
避難場所	